

佐賀県漁港小規模事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、沿岸漁業の構造改善を促進して沿岸漁業の発展及び沿岸漁業従事者の地位の向上を図るため、別に定める佐賀県漁港小規模事業実施要綱（平成17年4月28日付け農漁第010063号県土づくり本部長通知、以下「実施要綱」という。）に基づき、市町村が実施する佐賀県漁港小規模事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において市町村（以下「補助事業者」という。）に対し補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 率
佐賀県漁港小規模事業に 要する経費（事務費を除く。）	4分の1以内 （ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、別途指定する期日とし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。
ただし、補助金額に変更がなく、次に規定する軽微な変更及び入札実施による補助金額の減額については、この限りではない。
 - ア 施行箇所の経費の変更で施行箇所ごとの事業費の20%以内の変更
 - イ 工種間の流用で流用先の工種に係る経費の額の20%以内の変更
 - ウ 施行箇所の工事内容の変更で工事量の20%以内の変更
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
 - (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。
 - (7) 第8に規定する期間内に知事の承認を受けて、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実施設計の承認)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者が補助事業を実施しようとするときは、実施設計承認申請書を別紙様式第3号により提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、当該申請書に係る内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を補助事業者に通知する。
- 3 知事は、前項の実施設計承認に際し条件を付することがある。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後 1 ヶ月以内又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月末日のいずれか早い日までとし、その提出部数は 1 部とする。

3 知事は、必要に応じて現地調査により竣工の確認を行うこととする。

(補助金の交付)

第 7 条 この補助金は、知事が必要と認めた場合は、概算払いで交付することができるものとする。

2 規則第 15 条に規定する補助金交付請求書は、様式第 5 号のとおりとする。

3 知事は、必要に応じて現地調査により出来高の確認を行うこととする。

(財産処分の制限)

第 8 条 規則第 22 条ただし書の規定による財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数として定められた年数とする。

附則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

様式第 1 号

第 年 月 号
日

佐賀県知事 様

市町長氏名

○ ○ 漁港小規模事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり○○漁港小規模事業を実施したい
ので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県漁港小規模事業費補助金交付要
綱の規定により、補助金 金 円の交付を申請します。

記

事 業 計 画

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分（別紙 1）
- 3 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 収支予算書

別紙 1

事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

漁港名	位置	事業概要	事業費	内 容			摘要
				県 費 補助金	市町費	その他	
計							

添付書類

(1) 平 面 図 (1 / 1 0 0 0 ~ 1 / 5 0 0 0)

(2) 標準断面図

別 紙 2

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	摘 要
県費補助金				
市(町)費				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	摘 要
工 事 費				
本工事費				
計				

様式第 2 号

第 号
年 月 日

佐賀県知事

様

市町長氏名

○ ○ 漁港小規模事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け△△第 号で交付の決定通知の
○ ○漁港小規模事業について、別紙により事業の内容及び経費の配分
を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐
賀県補助金等交付規則及び佐賀県漁港小規模事業費補助金交付要綱の規定
により、関係書類を添えて申請します。

- （注） 1 金額の変更のない場合は、〔 〕の部分は消去すること。
2 関係書類は当初申請時の関係書類とし、変更前の事業の内容及
び経費の配分（朱書又は上段（ ）書き）と変更後の事業の内
容及び経費の配分（黒書き又は下段書き）を比較できるように記
載すること。

3 添 付 書 類

- （1） 平 面 図 （1／1，000～1／5，000）
（2） 標準断面図

様式第 3 号

第 号
年 月 日

農林水産部長

様

市町長氏名

○ ○ 漁港小規模事業実施設計承認申請書

令和 年 月 日付け△△第 号で交付決定通知のあった
○ ○漁港小規模事業を下記のとおり実施したいので、承認くださるよう
佐賀県漁港小規模事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて
申請します。

記

- 1 漁港名
- 2 施工箇所
- 3 工 種

(添付書類)

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 設計書 (別紙 3) | 1 部 |
| (2) 関係図面 | 〃 |

別 紙 3

設計書（甲号）

番号		市町長		課長		係長		精算者		設計者	
実 施 承 認 設 計 書											
起 工 事 由											
漁港名				施工地		市 町 大字 字 群					
工 程											
準備日数		日		工事日数		日		担保日数		日	

添付する書類は次のとおりとする。

- 1 工事総括表
- 2 本工事費内訳表
- 3 関係図面（平面図、横断図、構造図）

（注）市町でこれに準じた様式がある場合には、それをもってこれに代えることができる。

様式第 4 号

第 号
年 月 日

佐賀県知事

様

市町長氏名

○ ○ 漁港小規模事業実績報告書

令和 年 月 日付け△△第 号で補助金交付決定の通知があつた標題の事業を下記のとおり実施したので、佐賀県補助金など交付規則及び佐賀県漁港小規模事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金事業の成果
- 2 補助事業の成果調書（別紙 4）
- 3 収支精算書（別紙 5）
- 4 実績書（別紙 6）
- 5 工事竣功調書（監督・検査・確認結果報告書、契約書（写））
- 6 竣功写真等（着工前と竣功後を比較できるようにすること）

別 紙 4

補 助 事 業 の 成 果 調 書

(単位：円)

漁港名	位置	事業成果	精算額	内 容			摘要
				県 費 補助金	市町費	その他	
計							

(注) 交付申請書に記載の内容を朱書き又は上段 () 書きとし、事業の成果を黒書き又は下段に記載すること。

別 紙 5

収 支 精 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	本年度決算額	比較増減 (△)	摘 要
県費補助金				
市 (町) 費				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	本年度決算額	比較増減 (△)	摘 要
工 事 費				
本工事費				
計				

様式第 5－1 号（完了払用）

第 号
年 月 日

佐賀県知事

様

補助事業者 住所
氏名

○ ○漁港小規模事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け△△第 号で額の確定通知があった
○ ○漁港小規模事業費のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金
等交付規則及び佐賀県漁港小規模事業費補助金交付要網の規定により請求
します。

記

請 求 額	金	円
内 訳 確定補助金額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

様式第 5 - 2 号（概算払用）

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

○ ○漁港小規模事業実費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け△△第 号で補助金交付決定の通知があった ○ ○漁港小規模事業費のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県漁港小規模事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳 交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

（注）出来高により概算払いを請求するときは、別紙「請求額計算書」及び竣工検査報告書（又は申請書）など出来高が確認できる資料（出来高写真を含む）を添付すること。

(別紙)

請 求 額 計 算 書

(単位：円)

区分	事業に要する経費	交付決定額	補助対象経費 ○月現在 出来高	補助率	県費補助所要額	受入補助金額	今回請求額	計	今後請求見込額
				1/4					

別紙 6

令和 年度

○ ○ 漁港小規模事業実績書

市町名

実 績 総 括 表

[illegible]

工 事 内 訳 表

[illegible]